

東京大学柏図書館規則

制定 平成 16 年 3 月 16 日
役員会議決(東大規則第 145 号)
改正 平成 18 年 3 月 31 日
改正 平成 18 年 11 月 27 日

(目的)

第 1 条 この規則は、東京大学附属図書館基本規則第 8 条第 3 項の規定に基づき、東京大学柏図書館（以下「柏図書館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 柏図書館は、柏キャンパスの図書館としての任務を持つと同時に、全学の自然系バックナンバーセンター機能を併せ持つものとする。

(組織)

第 3 条 柏図書館長は、柏図書館の管理及び運営を総括する。

- 2 柏図書館長は、附属図書館長が推薦し、図書行政商議会の承認を得た者に総長が委嘱する。
- 3 柏図書館長の任期は 3 年とし、附属図書館長の任期を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の柏図書館長の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 柏図書館の事務を処理するため、事務組織を置く。

- 2 事務組織については、別に定める。

(柏図書館運営委員会)

第 5 条 柏図書館の運営に関する重要事項を審議するため、柏図書館運営委員会を置く。

- 2 柏図書館運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(利用)

第 6 条 柏図書館の開館日、利用方法等については、別に利用規則で定める。

第 7 条 柏図書館の利用者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の教員及び職員
- (2) 本学の学生、研究生及び聴講生
- (3) 図書館資料の利用を申し出た学外者
- (4) その他柏図書館長が認めた者

第 8 条 柏図書館の利用者は、別に定める利用規則に従わなければならない。

- 2 柏図書館長は、前項の利用規則に著しく違反した者に対し、柏図書館の利用を停止することができる。

第 9 条 柏図書館に、図書館資料の目録と本規則および利用規則を置き、柏図書館利用者の利用に供する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 11 月 27 日から施行する。